

長田区まち育てサポーター業務の委託先選定事務 実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業名称

長田区まち育てサポーター業務の委託

(2) 事業の趣旨

地域住民が主体となって取り組む、地域課題の解決や地域の活性化といった「地域の個性を活かした地域主体のまちづくり」を総合的に進めるため、まちづくりの経験や知識を有する人材を公募し、選考会による審査のうえ、区長が「まち育てサポーター」として業務を委託する。

2. 委託先選定事務の概要

(1) 注意すべき事項（契約監理課の考え方）

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号において、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については随意契約によることができるとされているが、企画提案方式により選考された者と契約を締結する場合は、その選定過程において、「総合評価入札に準じた透明性、客観性の確保に配慮する」必要がある。

(2) 複数の対象事業の契約候補者を選定する場合

- ・ 事業を所管しない課（又は係）が選考会の事務局を担当し、まとめて事務を行う。

3. 委託契約に関する事項

(1) 委託契約期間

- ・ 契約締結時から契約締結年度終了の日までとし、1年以内であること。

(2) 委託業務の内容

- ・ 各対象事業の仕様書による。

(3) 業務報酬

- ・ 各対象事業の予算額の範囲であること。

(4) 応募資格

- ・ 原則として、成人であり、各事業に応じた経験や知識を有すること（学生は除く）。
- ・ 各対象事業について必要な資格等がある場合、それを満たすこと。各対象事業において必要な資格等は別途定める。
- ・ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

4. 契約候補者の選定

(1) 募集

- ・ 区広報紙等で広く周知し、十分な期間を設けて公募を行う。
- ・ 募集内容の詳細は、別途定める。

(2) 契約候補者の選定の方法

- ・ 選定は、応募書類について行う書類審査と、面接や口頭試問により行う選考会審査の2段階で行う。
- ・ 書類審査では、募集に係る要件を審査し、明らかに該当しないと認められる場合は、不合格として通知する。
- ・ 書類審査で不合格とならなかった応募者には、書類審査の合格通知書兼選考会審査の案内を送付し通知する。
- ・ 選考会審査は、長田区まち育てサポーター選考審査委員会設置要領に規定される選考会にて執り行い、選考会審査合格者を契約候補者として選定する。
- ・ 契約候補者が適当と認められる場合、事業所管課と協議できる契約候補者として決定する。

(3) 選考結果の通知

- ・ 選考会審査の結果については、各応募者に対し、合否を書面にて通知する。

(4) その他

- ・ 選考過程において知り得た応募者等の個人情報については、守秘義務の対象となるため厳重な注意を持って取り扱う。
- ・ なお、契約の締結を終えるまでは、選考過程及び選考結果等について、応募者及び第三者からの問い合わせに対し答えることはできない。

5. 委託契約の締結に関する事項

(1) 契約の締結

- ・ 神戸市契約規則の規定に基づき、契約候補者と事業所管課が委託契約を締結する。
- ・ 契約内容の詳細は、契約候補者と事業所管課が協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
- ・ なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(2) 委託契約ができない場合の措置

- ・ 契約候補者の応募書類の記載内容に虚偽や瑕疵が判明した場合や、合格者が正当な理由無く契約の締結に応じない場合は、当該契約候補者の合格を取り消し、改めて書類審査合格者の中から契約候補者を選定する。

(3) 契約候補者が決定しない場合の措置（選定の特例）

- ・ 選考の結果、契約候補者が決まらない事業があった場合、迅速な契約締結を行うため、事業所管課が、関係する要領等を準用し、契約候補者を選定できるものとする。

(4) 契約の解除

- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 契約の継続

- ・本業務の成績が良好な場合には、企画提案方式により選考された者と引き続き契約できるものとする。ただし、当該年度の神戸市一般会計予算の成立をもって実施できる場合に限る。
- ・なお、引き続き契約できる期間は当初の契約期間と合わせて3年を超えないように、各対象事業の仕様書で定める。

附 則

この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成31年1月25日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年3月1日から施行する。